

【判決タイトル】 興銀事件

【判決年月日】 平成13年 3月 2日(東京地裁)

平成14年 3月14日(東京高裁)

平成16年12月24日(最高裁)

【発表者(執筆者)】

税理士 宮崎仟治

【事案の概要】

旧住専・日本ハウジングローン(株)(以下、「JHL社」という)の母体行である原告(被控訴人、上告人)X銀行(以下「X銀行」という。)は、JHL社の2度にわたる再建計画の策定を経て、平成7年12月19日に住専処理案の閣議により、住専向け債権の全額放棄の決定を受けた。

その後、状況の更なる後退によりX銀行は、もはや3760億5500万円の貸出金債権(以下、「本件債権」という。)を回収することができないと判断して、平成8年3月29日付けで全額債権放棄を行った。これにより、X銀行は平成8年3月期にその債権放棄(以下、「本件債権放棄」という。)による損失を損金に算入し、平成8年7月1日に青色申告を行った。

これに対して被告(控訴人、被上告人)Y税務署長(以下「Y税務署長」という)は、本件債権放棄は平成8年3月期において全額が回収不能であるとは認められないから、損金の額に算入することはできないとして平成8年8月23日に更正処分およびこれにかかる過少申告加算税賦課決定処分(以下、「本件更正処分等」という。)を行った。

X銀行は本件更正処分等を不服として、平成8年8月30日に国税不服審判所長に対し審査請求を行うが、平成9年10月27日、棄却されたため、同年10月30日に本件更正処分等が本件債権相当額の損金算入を否認したのは不当であるとして、その取り消しを求める訴えを提起した。

一審判決は、債権の全額が回収不能か否かについて、合理的な経済活動に関する社会通念に照らして判断するのが相当であるとして、X銀行が勝訴した。

しかし、二審判決では、X銀行が債権放棄した時点で借入金総額の40%にあたる1兆円の資産が残っていたので、全額が回収不能とはいえないとしてY税務署長が逆転勝訴した。

そして、今回の上告審における最高裁判決では、本件債権の経済的価値の評価に関わる重要な事実を摘示した上、本件債権の無価値化を認定して貸倒損失の計上を適法とし、一審判決を支持する判決を言い渡した。

なお、本件事案の争点は、本件債権が平成8年3月末時点においてその全額が回収不能であったか否かと本件債権放棄によって本件債権相当額につき、X銀行に法人税法上の損金と評価しうる損失が発生したと認められるか否かである。

【原告の主張】

(1) 事実関係とX銀行の主張

事実関係及びX銀行の主張を時系列で示すと次にとおりである。

JHL社は昭和51年にX銀行ほか4社を設立母体として設立

バブル経済の崩壊により、財務、経営状態が急激に悪化

大蔵省の要請により、X銀行は平成4年5月JHL社の事業計画(以下「第一次再建計画」という。)を立案、さらに平成5年5月には新事業計画を策定

この過程で農協系統金融機関（以下、「系統」という。）の債権回収の動きが見れたため、融資残高の維持や金利の減免を図るため、系統への優先弁済の明記や母体行責任の表明により、X銀行の有する本件債権は最劣後化

平成7年8月には、住専の破綻の明確化・早期解決の要請（圧力）

母体行債権（母体行が住専に対して有する債権をいう。以下同じ。）の全額放棄を軸とする住専処理案の提示及び各母体行、系統及び系統以外の非母体金融機関（以下「一般行」という。）間の同処理案での合意が成立

平成7年12月19日「住専問題の具体的な処理案について」閣議決定（の合意を公的に確認）

残りの損失見込み額の処理についても関係者の合意が成立し「住専処理策の具体化について」の閣議了解が実施

X銀行は平成8年3月29日本件債権放棄を実施

以上の事実により、本件債権放棄は企業会計上の適正性・法人税法上の損金算入妥当性を立証

(2) 争点と X 銀行の主張

< 法基通9-6-2に該当 >

本件債権は平成8年3月期において

弁済順序「最劣後」というJHL社の関係者全員の合意

社会通念上「最劣後」の認識

従って、本件債権の全額が回収不能

< 基通9-6-1(3)に該当 >

本件閣議決定による損失負担割合は大蔵省・農林水産省という行政機関たる「第三者」の斡旋・仲介による合意成立

法基通9-6-1(3)の「協議決定」に当たり、その内容はプロラタ負担ではないが住専設立の経緯を考えると「合理的な基準」に該当

従って、本件債権の全額について「貸倒れ」の認定

< 法基通9-6-1(4)に該当 >

JHL社は平成5年3月期以降、同8年3月期に至るまで相当期間・大幅な債務超過状態を継続・ついに事業閉鎖

本件債権の全額について、「書面による債務免除」が行われている以上、本件債権の全額について「貸倒れ」認定が妥当

私法上、解除条件付債権放棄の効力が意思表示の時点で生じることが当然の法理

< 法基通9-4-1に該当 >

本件債権放棄は、

金融システムの混乱の回避

母体行に対する更なる追加負担要求により被る損失を避けるべく実行されたものであり、「より大きな損失を避けるためにやむを得ず」行った債権放棄
従って、対価的意義を有する支出として寄附金非該当

【被告の主張】**(1) 事実関係とY税務署長の主張**

事実関係及びY税務署長の主張を時系列で示すと次のとおりである。

本件新事業計画は、X銀行も再建のための支援措置と位置付け・そこにおける弁済順序の合意はあくまで再建計画における弁済順序（整理段階における弁済順序性を否定）

政府の住専処理策で提示された損失負担割合は、同処理策の実現を前提・同処理策の未実現による法的整理手続き移行時には白紙に戻り・プロラタ原則による配当の可能性残存

平成8年3月当時、平成8年度予算案の審議難航・世論の逆風状況から住専処理策の実現は困難視

JHL社の資産合計額は1兆817億円・他の銀行の殆んどが債権放棄を見合わせ・かつ、代表訴訟の恐れがあるにもかかわらずX銀行は本件債権放棄

従って、本件解除条件付債権放棄は、課税負担を免れるとともに将来の法的整理手続きにおける回収の途を確保する意思を内包

(2) 争点とY税務署長の主張**< 法基通9-6-2の非該当 >**

平成8年3月31日において、JHL社の資産残高は約1兆円残存

法的整理手続きに移行した場合には、債権者平等の原則による配当を受ける可能性存在

従って、本件債権は本件事業年度においてその全額が回収不能であることが客観的に未確定

< 法基通9-6-1(3)の非該当 >

政府の住専処理策は「合理的な基準」に非該当

その「合意」は「基本的な枠組み」に対する「おおむね」の合意

従って、法基通9-6-1(3)にいう関係者の「協議決定」と同視することは困難

< 法基通9-6-1(4)の非該当 >

本件解除条件付債権放棄を行った原告の真の意思は、「住専処理策」の実現に必要な予算や法律の成立を見るまでは債権放棄の効力を生じさせないというものであり、従って、本件債権放棄による本件事業年度における私法上の効果は未発生

仮に、本件債権が法律上は解除条件付で消滅したとしても、いまだこれによる損失が確定したとはいえず、法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失」も不確定

< 法基通9-4-1の非該当 >

本件債権放棄は私法上の効果が発生しておらず法基通9-4-1にいう「経済的利益の供与」が不存在

平成8年3月31日当時は、政府の住専処理策が実現するか否か予断を許さない状況
従って、同通達に定める「相当な理由」を認める余地もないから問題外

【判決の要旨】

< 第一審東京地裁判決 >

- 1 債権の全額が回収不能か否かについては、法人税法（以下、単に「法」という。）が法人の合理的な経済活動によってもたらされる利益に着目して法人税を課していることからすると（法4条）、合理的な経済活動に関する社会通念に照らして判断するのが相当である。
- 2 判決においては回収不能か否かの判断を、Y税務署長の述べる回収不能の定義について認めながらも、法的な措置を講ずれば、ある程度の回収を図れる可能性がある場合でも、法的措置をとることが有害又は無益であって経済的に見て非合理的で行うに値しない行為であると評価できる場合には、もはや当該債権は経済的に無価値となり、社会通念上当該債権の回収が不能であると評価すべきである、とし、社会通念という概念を持ち出し、X銀行のおかれる立場から判断して本件債権が平成8年3月末日までに社会通念上回収不能の状態にあったというべきであるとした。
- 3 債権放棄による損金算入の可否は、法37条の法解釈によるべき問題であり、課税庁の定める通達はこの解釈に適合する限度でのみ適法と評価されるのであるから、法基通所定の事由に該当しないことのみをもってその損金該当性を否定することは許されないのであって、上記2のように、債権放棄の理由が経済的に見て合理的であり、これを損金と評価しないことが納税者に対して経済的に見て無益又は有害な行動を強いることとなるなど不合理な結果を招くと認められる場合には、これを損金に算入するというのが法人税法の正しい解釈というべきである。
- 4 損金算入の前提として、損失の確定を要するとしても、そこでいう確定とは、一般に税法上の権利確定主義における確定と同義のものと解すべきであって、抽象的な権利義務の発生にとどまらず訴訟において請求又は確認し得る程度に具体的に発生しているものと解すべきである。このような観点から本件債権放棄を見ると、その内容は、民法127条2項にいう解除条件にあたり、その意思表示後条件成否未定の間も債権放棄の法的効力は発生しており、その効力は抽象的なものではなく、訴訟においても本件債権の不存在が確認される程度に具体的に発生しているのであるから、損失の発生は確定しているというべきである。

< 第二審東京高裁判決 >

- 1 本件債権が貸倒れであるとして損金算入することが認められるためには、債務者の信用状態からその全額の回収が不能となって、資産性が全部失われることが必要であるところ、平成8年3月末当時においては、JHL社には借入金総額の約40パーセントに当たる1兆円の資産が残されていたものであり、JHL社の母体行であるX銀行の本件債権が弁済順序において法的に最劣後のものとなっていたということはできないし、担保権についても無条件でこれを放棄したものと解されないから、上記の時点においては、本件債権の全額が回収不能であったとはいえない。また、X銀行には、JHL社の母体行としての社会的、道義的責任上、本件債権を行使し難いような事情があったとしても、その故を

もって本件債権が貸倒れに当たるとして、本件債権相当額を本件事業年度の損金に算入することはできない。

- 2 全額が回収不能とはいえ債権が放棄された場合にも、一定の場合には寄附金には当たらないものとして、これを損金に算入することが認められるときがあるが、X銀行がした本件債権の放棄は、JHL社の営業譲渡の実行及び解散の登記が平成8年12月末日までに行われなかったことを解除条件としたもので、住専処理法及び住専処理を前提とする予算が同日までに成立せず、解除条件が成就した場合には、その時点において本件債権の放棄が効力を失うことが予定されていたものである。
- 3 そして、X銀行が本件債権の放棄に解除条件を付すことにした事情に照らして、この場に本件債権の放棄による損失を本件債権放棄のされたときの属する事業年度の損金に算入すべきものとするとは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合しないし、本件におけるような流動的な事実関係の下において、このような解除条件付きの債権放棄がされた場合には、その意思表示のときの属する事業年度ではなく、解除条件の条件不成就が確定したときの属する事業年度における損金としてこれを計上すべきものであることから、本件債権の放棄による損失を本件事業年度の損金に算入することはできない。

< 第三審最高裁判決 >

- 1 法人税法上、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、その金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解され、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者との軋轢などによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。
- 2 X銀行ら母体5社は、平成7年9月にJHL社を整理する方針を確認したところ、その後の農協系統金融機関（系統）との協議において、系統が、その元本損失部分についても母体行が責任を持つ完全母体行責任による処理を求めたのに対し、X銀行は、その貸出金全額の放棄を限度とする修正母体行責任を主張し、債権額に応じた損失の平等負担を主張することはなかった。
- 3 その背景として、X銀行は、JHL社の設立に関与し、独禁法で許容される上限まで株式を保有し、役員及び職員を派遣し、多額の融資を行うなどして、その経営に深くかかわっていたという事情があり、X銀行は、本件新事業計画を達成することができなかつたことにつき、系統から信義則上の責任を追及されかねない立場にあったといえることができる。
- 4 系統が完全母体行責任を主張することには無理からぬ面があり、X銀行も、上記のような経緯を考慮して、修正母体行責任が限度であると主張して、本件債権の放棄以上の責任を回避しようとしていたものといえることができる。
- 5 住専処理法及び住専処理に係る公的資金を盛り込んだ予算が成立しなかつた場合に、X銀行が、社会的批判や機関投資家としてX銀行の金融債を引き受ける立場にある系統の反発に伴う経営的損失を覚悟してまで、非母体金融機関に対し、改めて債権額に応じた損失の平等負担を主張することができた

とは、社会通念上想定し難い。

- 6 以上によれば、X銀行が本件債権について非母体金融機関に対して債権額に応じた損失の平等負担を主張することは、平成8年3月末までの間に社会通念上不可能となっており、当時のJHL社の資産等の状況からすると、本件債権の全額が回収不能であることは客観的に明らかとなっていたというべきである。そして、このことは、本件債権の放棄が解除条件付きでされたことによって左右されるものではない。

【 研究 】

・争点の研究^(注1)

本件事案は事案の概要で述べたとおり、本件債権が平成8年3月末時点においてその全額が回収不能であったか否かと本件債権放棄によって本件債権相当額につき、X銀行に法人税法上の損金と評価しうる損失が発生したと認められるか否かが争点である。

< 争点1 >

本件債権は平成8年3月末時点においてその全額が回収不能であったか否か。

第一審

債権の全額が回収不能か否かは、合理的な経済活動に関する社会通念に照らして判断するのが相当である。法的な措置を講ずれば、ある程度の回収を図れる可能性がある場合でも、諸般の事情を総合的に考慮し、法的措置を講ずることが、有害又は無益であって経済的に非合理的で行うに値しない行為と評価できる場合には、もはや当該債権は経済的に無価値となり、社会通念上当該債権の回収が不能であると評価すべきであるとした。(第一審判決、)

第二審

平成8年3月末当時、JHL社には借入金総額の約40%に当たる1兆円の資産が残されており、JHL社の母体行であるX銀行の本件債権が弁済順序において法的に最劣後になっていたとはいえないし、担保権も無条件で放棄したものは解されないから、上記の時点において本件債権の全額が回収不能であったとはいえない。(第二審判決、)

第三審

第一審と同旨

評 釈

第一審は、上述したように、社会通念という概念を持ち出し、X銀行のおかれる立場から判断して、「本件債権が平成8年3月末日までに社会通念上回収不能の状態にあったというべき」であるとした。また、第二審は「平成8年3月末当時においては、JHL社には借入金総額の約40%に当たる1兆円の資産が残されていたものであり、本件債権が弁済順序において法的に最劣後のものとなっていたということではできない・本件債権の全額が回収不能であったとはいえない」としている。

一方、大淵教授の評釈をはじめ、一審判決を是(「二審判決を非」とすると思われる)とする評釈の多くは、当該判決が社会通念という概念から経済的実質を判断し、当該債権は平成8年3月末日において全額回収不能であったと判断したことを評価している。つまり、回収不能の事実が平成8年3月末日における上記事案の判断で明らかにされた「個々の事実」に応じ、社会通念に従って

客観的に判断され、その結果行った貸倒処理は公正妥当な会計処理として、「法人税の所得計算は別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される」（法22条4項）という規定を根拠として、平成8年3月末日においてX銀行が行った当該債権の貸倒処理は税務上妥当な処理であると評価している。

他方、品川芳宣教授の評釈をはじめ、一審判決を非（「二審判決を是」とすると思われる）とする評釈の多くが、本件債権が法的に消滅した翌事業年度に損金の額に算入することが公正な課税、すなわち、公正妥当な会計処理であるとして、将来の予測を考慮し、単に平成8年3月末日で回収不能とした判決に対して否定的な立場を採っている。

私見

課税の公平というのは、担税力に応じた課税が当然一番望ましい。従って、社会通念という概念から経済的実質を判断した一審判決が妥当と考えるが、一審判決を非とする論者は、抽象的な「社会通念」という概念は課税時期の恣意性を排除できないから課税の公平を維持できないと主張している。

結局、課税の公平というのは担税力に応じた課税が良いのか、課税時期の恣意性を排除することが良いのか、どちらでしょうか、という議論になるものと思われる。言ってしまうと、これは程度の問題でもあり、簡単に割り切れる問題とも思えないが、ゴーイングコンサーンという企業の性格を考えると担税力に応じた課税を優先すべきと考える。すなわち、法的・形式的側面より経済的・実質的側面を重視した一審判決が妥当と考える。

<争点2>

本件債権放棄によって本件債権相当額につき、X銀行に法人税法上の損金と評価しうる損失が発生したと認められるか否か。

第一審

債権放棄による損金算入の可否は、法37条の法解釈によるべき問題であり、課税庁の定める通達はこの解釈に適合する限度でのみ適法と評価されるのであるから、法基通所定の事由に該当しないことのみをもってその損金該当性を否定することは許されない。損金算入の前提として、損失の確定を要するとしても、そこでいう確定とは、一般に税法上の権利確定主義における確定と同義のものと解すべきであって、訴訟において請求又は確認し得る程度に具体的に発生しているものと解すべきである。

このような観点から本件債権を見ると、その内容は、民法127条2項にいう解除条件にあたり、その意思表示後、条件成否未定の間も債権放棄の法的効力は発生しており、その損失の発生は確定しているというべきである。

（第一審判決、 ）

第二審

全額が回収不能とはいえない債権が放棄された場合にも、寄附金には当たらないものとして、損金に算入することが認められるときがあるが、X銀行がした本件債権の放棄はJHL社の営業譲渡の

実行及び解散の登記が平成8年12月末日までに行われなかったことを解除条件としたもので、解除条件が成就した場合には、その時点で本件債権の放棄が効力を失うことが予定されていたものである。

この場合、本件債権の放棄による損失を本件債権放棄のされたときの属する事業年度の損金に算入すべきものとするのは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合しない。従って、本件債権の放棄による損失を本件事業年度の損金に算入することはできない。(第二審判決)

第三審

判旨なし

評 釈

第一審は、上述したように、「債権放棄による損金算入の可否は、法37条の法解釈によるべき問題であり、債権放棄の理由が経済的に見て合理的であり、これを損金と評価しないことが納税者に対して経済的に見て無益又は有害な行動を強いることとなる場合には、これを損金に算入するのが法人税法の正しい解釈というべきである。本件債権放棄は、民法127条2項にいう解除条件にあたり、その意思表示後条件成否未定の間も債権放棄の法的効力は発生しており、その効力は抽象的なものではなく、訴訟においても具体的に発生しているのであるから、損失の発生は確定しているというべきである。」とし、また、第二審は、「本件債権の放棄は、JHL社の営業譲渡の実行及び解散の登記が平成8年12月末日までに行われなかったことを解除条件としたもので、住専処理法及び住専処理を前提とする予算が同日までに成立せず、解除条件が成就した場合には、その時点において本件債権の放棄が効力を失うことが予定されていたものである。

本件債権放棄に解除条件を付すことにした事情に照らして、本件債権放棄による損失を当該事業年度の損金に算入すべきものとするのは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合しないから、解除条件の条件不成就が確定したときの属する事業年度における損金としてこれを計上すべきものである。」としている。一言でいえば、一審判決は「条件付きでもその時点で有効」と主張し、二審判決は「条件が成就したとき有効」と主張しているものと思われる。

私 見

大淵教授は学会月次研究会レジュメの認定判断のポイントの中で「解除条件付債権放棄による貸倒損失の損金は確定していない、確定したのは翌期である」との判旨に触れ、「本判決の最大の問題はこの点にある。上告の可否はこの点の法解釈違反、租税法律主義違反を問うことになるであろう。」と今後の裁判の見通しを述べている。

そして、この二審判決には、「決定的な誤りがある。」としてその理由を「債権放棄による債権消滅の私法上の効力の発生を認定している(すなわち、本件債権が放棄により消滅している)と認定しておきながら、貸借対照表能力を容認して、資産として計上するという理論はありえない。財産として存在しないにもかかわらず、貸借対照表に資産として計上し、自己資本化し、配当可能利益を算定するというのは論理破綻である。」と説明し、「もとより、私法上、債権放棄により消滅し存在しない債権を貸借対照表に計上するというのは、それが擬制資産たる繰延資産に該当しない限りありえないことである。」と述べている。続けて、「収益と同様、その実現のあった時、すなわち、その損金が確定した時の属する年度に計上すべきもの」との判旨に触れ「例えば、土地を解除条件付売買により引渡し所有権移転登記も経由した場合、解除条件が成就する可能性があるから、

売買収益（損益）は実現したとはいえないとして、その引渡し時の収益計上を否定するのが控訴審判決の論理である」として、かかる解釈は昭和53年2月24日の最高裁判決（増額賃料支払い請求訴訟の係属中に、下級審の仮執行宣言付判決に基づき支払われた増額家賃の収益計上時期について（注2））に抵触する恐れがあると指摘しているが極めて明解な論理であり、筆者も同様の見解であるから争点2は条件付きでもその時点で有効という立場を支持したい。

・貸倒損失の研究

解除条件付債権放棄に伴う債権相当額の貸倒損失としての損金算入の可否が争われた本件事案は、法人の有する金銭債権が回収不能となったことによる損失の額は、各事業年度の所得の計算上損金の額に算入され（法22条三）、その額は一般に公正妥当と認められる会計処理に基準に従って計算される（同22）が、法人税法33条2項が、金銭債権について評価損の計上を禁止していることから、金銭債権の全額が回収不能である場合に限り損金の額に算入することができると思われる。

金銭債権が回収不能であるか否か、つまり、貸倒れが発生しているか否かについての基本的な事項について検討し、興銀事件を検証する。

1. 貸倒れの認定基準

税務上の貸倒損失は、(1)債務者の資力喪失により請求権を放棄した場合の終局的な貸倒れ（法人税基本通達（以下「法基通」という。）9-6-1）と、(2)法的請求権は留保しているが、債務者の資力喪失により請求権の行使が不能となり、債権等の価値が無価値となった場合の経済的貸倒れ（法基通9-6-2）等がある。

(1) 終局的な貸倒れ（法基通9-6-1）

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額

商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は破産法の規定による強制和議の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額

法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

ア 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

イ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと

認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

法人の有する金銭債権について貸倒れが発生した場合には、その貸倒れによる損失は損金の額に算入される。これは、その貸倒れによる金銭債権の資産価値の消滅、つまり滅失損を意味する。

したがって、金銭債権が貸倒れになったかどうかは、第一義的にはその金銭債権が消滅したかどうかにより判定され、そして、その金銭債権が消滅している場合には、法人がこれを貸倒れとして損金に経理しているか否かにかかわらず、税務上は、その消滅した時点において損金の額に算入される。以上のような見地から金銭債権について上記 から までに掲げる事実が発生した場合には、それぞれに掲げる金銭債権の額が消滅することとなるので、これらの金額をその事実発生の日の属する事業年度において損金の額に算入することとされている。

貸倒損失の典型的な事例は、法人が保有する売掛金や貸付金等の債権（以下単に「債権」という。）が法的手続により消滅する場合であるが、債権の消滅が貸倒損失として損金の額に算入されるためには、債務者の資力の全部又は一部の喪失という事実が前提とならなければならない。

ところが、債務者の資力に何らの問題がない場合及び債務者の資産状況に照らせば一部回収不能が推定される状態ではあるが依然当該債務者に対する債権の相当部分については回収が見込まれる場合の当該債権の消滅の場合には、その消滅の原因が如何なるところに存するかということが問われ、そして、その債権の消滅が債権者から債務者に対する贈与と認められる場合には、法人税法上は寄附金と認定されることになる。

また、形式上は経済的利益の無償の供与と認められる場合であっても、子会社等の整理のためにやむを得ず行った債権放棄に基づく債権の消滅による損失が、その後のより多くの経済的損失を回避する等のために行われたものであれば、税務上寄附金以外の損金として取り扱われている（法基通9-4-1）。この取扱いは、かかる債権の放棄等による損失は、法37条7項にいう「資産の贈与、経済的利益の無償の供与」とはその性格を異にしていること、つまり、今後受けるであろうより多くの経済的損失を回避するためのものであり、このことが対価的意義を有する支出、すなわち、その経済的利益の供与が経済取引として十分首肯しうる合理的理由がある支出として理解されているからである（東京地裁平成3年11月7日判決・判例時報1409号52頁参照）。

(2) 経済的無価値化による貸倒れ（法基通9-6-2）

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

(注) 保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることはできないことに留意する。

法基通9-6-2においては、法人の有する金銭債権について回収不能を理由に、いわゆる帳簿貸倒れをする場合の取扱いが定められている。すなわち、税務上は金銭債権については評価損の計上が禁止されていることに鑑み（法33）法律上債権が存在するにもかかわらず、事実上回収不能であることを理由として帳簿上これを償却（貸倒処理）することができるのは、金銭債権の全額が回収不能である場合に限られる旨が明示されている。この場合、その金銭債

権について担保物があるときは、その担保物の処分後の状況によって回収不能なものがあるかどうかを判断すべきものである。その担保物を処分し、その処分によって受け入れた金額を控除した残額について、この取扱いを適用することになる。

換言すれば、債権の法的請求権は債権者に留保されているが、その債権が経済的に無価値であるという場合にも貸倒損失が発生する。この点は、企業会計上の公正妥当な会計処理の基準（以下「公正処理基準」という。）に照らしても疑問の余地はないから、同通達において、このような債権の「経済的無価値化による貸倒れ」について定めているものである。

同通達は、「その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができる。」とし、前記のとおり、当該貸金等に担保物のある場合には、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理することはできないこととしている。

このような通達の取扱いは、債権の経済的無価値化に着目して、当該債権が資産としての価値を喪失した場合には、現実が発生した損失として認識し損金の額に算入するというものである。したがって、損失として認められる要件として、同通達は、その債権の「全額が回収できないことが明らかになった場合」とし、全額の回収不能の事実が客観的に明白であることを要求している。

2. 貸倒損失の損金経理要件と計上時期

法律的に債権が消滅していない場合、つまり経済的無価値化による貸倒れは、法基通9 6 2が、「貸倒れとして損金経理することができる。」としているところから、損金経理によって初めて損金の額に計上できるというのが課税当局や一般の実務家の解釈とされている。これは、昭和55年以前に「損金経理した場合はこれを認める」とされていたものを同年の改正で「損金経理することができる」と改められたのだが、税務の第一線では「損金経理が絶対要件」と誤解して受け取られているものと思われる。債権の経済的無価値化による貸倒損失の損金控除性が損金経理を絶対的的要件としていないことは、同通達が「損金経理することができる。」とし、「損金経理をした場合にはこれを認める」とされていないことから明らかである。また、貸倒損失は外部取引に属する客観的損失であって、評価損や貸倒引当金の繰入れのように損金経理が要求される内部取引ではないから、法人税法は、貸倒損失について損金経理を損金算入要件として法定していないのである。かかる法人税法上の規定と公正処理基準の解釈によれば、経済的無価値化による貸倒損失は回収不能が明らかになった場合には、その損金経理のいかんにかかわらず、その時を含む事業年度の損金の額に算入されることになる（福井地裁昭和59年11月30日判決・税資140号421頁、東京地裁平成元年7月24日判決・税資173号292頁参照）。

それでは、債権がどのような状況に至ったときに貸倒損失として損金性を有するかということが問題となる。貸倒損失はあくまで「損失」である以上、法22条3項2号所定の費用についての「債務の確定」の時という損金計上基準が馴染まないことは当然である（注3）。したがって、「損失の確定」という概念を用いてその税務上の損金性の有無を判断するのは、同項3号が取えて「確定」の語を用いていない趣旨を看過するもので不当である。「損失」が税務上損金として認識さ

れる為には、その発生の基因となる「事実」が「会計的な意味で」客観的に発生し、且つその「金額」が合理的に見積り得る状態となることで必要にして十分であると解されている(注4)。

ここでは、紙幅の関係上、上記のような形で経済的無価値化に基づく貸倒損失が税務上損金算入し得るようになる状態とは、具体的にどのような場合をいうのか、その一般的認定基準について検討する。

3. 債権の経済的無価値化の一般的認定基準

通達は、経済的無価値化、つまり、全額回収不能について「債務者の資産の状況、支払能力等からみて」とするのみであり、具体的基準が示されているわけではない。そこで、従前の判例から、その認定基準に関する一般的基準をみることにする。

(1) 回収可能性の判断を債務者側の事情のみで判断したもの(大阪地裁昭和33年7月31日判決・税資26号773頁)

債権の経済的無価値化による貸倒れの認定基準について判示した判決は少なくないが、それらの判決の認定基準を集約したものと評価できる判決として、「債権が回収可能であるかどうかは、単に債務者たる法人が債務超過の状態にあるかどうかによって決定すべきではなく、たとえば債務超過の状態が相当期間継続し他から融資を受ける見込みもなく、とうてい再起の見通しがたらず、事業を閉鎖あるいは廃止して休業に至ったとか、会社整理、破産、和議、強制執行、会社更生法、などの手続をとって見たが債権の支払いが受けられなかったなど、債権の回収不能が客観的に確認できる場合においてはじめて回収不能と判定すべきである。」とするものがある。

(2) 回収可能性の判断を債務者の資力のほか、その債権の財産としての相対的価値を経営的判断によって評価する手法を取り入れたもの(最高裁昭和34年5月12日判決・税資27号468頁によって支持された仙台高裁昭和31年7月31日判決・税資27号470頁。なお、新潟地裁昭和62年1月22日判決・税資161号22頁も同旨)

回収不能かどうかについての判断に当たって、判例は、「当該債務者の資力はもとより、その信用、事業上の手腕力量、債権額、債権者の採用した取立の手段、方法、これに対する債務者の態度、債権者の当該債権に対する評価等、諸般の事情に照らして総合的に判断すべ」きとしている。

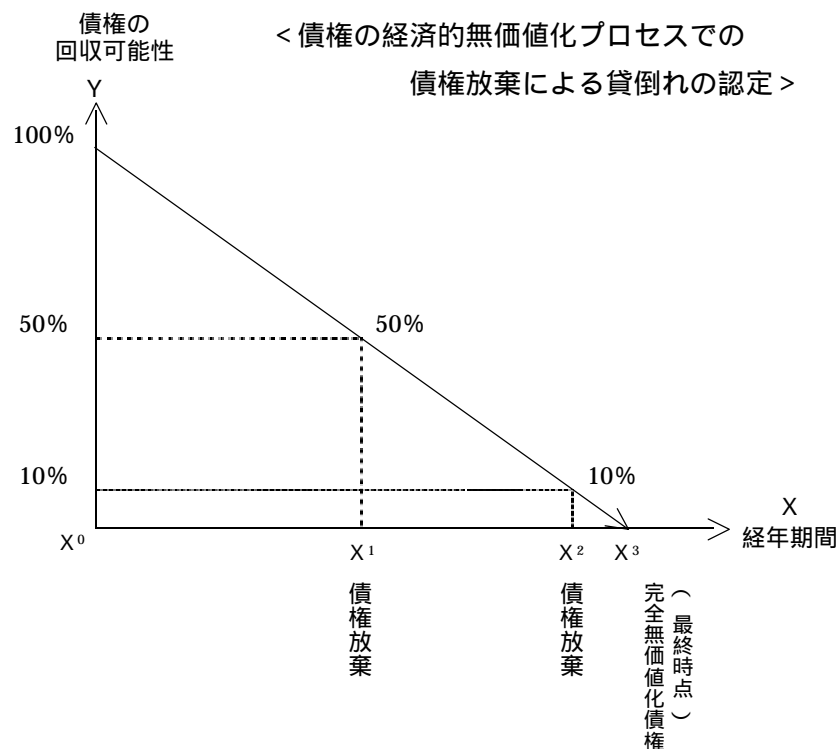
上記(2)で引用した判例は、回収可能性の判断に当たっての直接的なメルクマールである債務者の資力のほかに、債務者の信用や手腕、力量、債権者の取立てに対する態度も考慮し、さらには、債権者に関して、「債権額」、「債権者の債権に対する評価等」をも判断要素とすることを判示している点で興味深い。ここで、債権者側における判断要素としての「債権額」というのは、債権額と取立費用との比較による経済性等、債権者における当該債権額の重要性という視点を考慮するというもので、法基通9-6-3に例示されているように、取立費用が債権額を上回るか同等の場合には、もはや、その債権は経済的に無価値であるということになる。

また上記(2)、の「債権者の債権に対する評価」というのは、債権者が、他の債権者が当該債権者に対して有する債権の性質・額その他の状況等を勘案しつつ行った当該債権の位置付け又はその評価、具体的には、当該債権の担保等からみた優先劣後の関係、あるいは、後述する4の(2)の当該債権の回収不能に至る原因が自らの法的又は事実上の責任において発生したものであるのかど

うかという観点から当該債権の評価等をした場合の当該債権の法的又は事実上の劣後性を評価して判断するということを意味しているものであり、いわば、当該債権の財産としての相対的価値を経営的判断によって評価するというものである。したがって、例えば、その債権の回収を図った場合に享受し得る利益に比較して、より多くの損失を受けるとすれば、実態的には一部に回収可能性があるととしても、当該債権を放棄して貸倒れとすることが妥当な場合があり得るのである。

4. 貸倒認定の個別問題

債権の経済的無価値化プロセスでの債権放棄による貸倒れの認定



債権の経済的無価値化プロセスでの債権放棄による貸倒れの認定について具体例で検討する。

X軸は経年期間を、Y軸は債権の回収可能性を示している。今、X0 時点に発生した債権 100 に対し 100%の回収可能性があったとすると、この時点の経済的な無価値化債権割合は 0%である。そして、この債権が業績不振等で時の経過と共に不良債権化していくという前提である（便宜的に直線で表している）。例えば、X1 時点に、100 の債権放棄による貸倒処理が行われたとして、相手方の債務者の資力等を斟酌して回収できるのは 50%と推定されるときに、この時点の回収可能性は 50%であるから 50 の貸倒損失と 50 の寄付金認定となるかということ、実は課税庁はそういうことは明確にしていなくて、逆に半分回収できるということは、これから頑張れば全部回収できる可能性もあるだろうという発想のようである。つまり、事業を停止しているとか、事業を再開する可能性がないという客観的事実が認定された場合には、50 の寄付金と 50 の貸倒損失の可能性があるが、事業を継続していて、しかも、相当な利益を上げているというようなケースだと債権放棄した場合、税務は 50 を貸倒れと認めてくれるかということ、これは多分、明確に争われたものや見解を表明した

ものはないが、恐らく、課税の実務は100の寄付金認定をするものと思われる。それでは、引き続き事業を継続しているという前提で、X2時点に、100の債権放棄による貸倒処理が行われたとして、相手方の債務者の資力等を斟酌して回収できるのは10%と推定されるときに、この時点の回収可能性は10%であるから90の貸倒損失と10の寄付金認定になるかということ課税の実務は、この場合でも原則的には100の寄付金認定をするものと思われる。

それでは、何パーセントだったら寄付金認定が起きないかということかなり微妙な問題ではあるが、仮に一つの例として10%くらいは回収できるかもしれない、金額の多寡の問題もあるが、経営的に評価しても、これを訴訟まで提起して回収を図るといふ程のメリットのある債権の金額とは思えないというときに、これを放棄したら10%は寄付金で残り90%は貸倒れかということになると、その評価のもとでの債権放棄であれば全額貸倒損失と認定してよいのではないと思われるが如何であろうか。

通達は、経済的無価値化、つまり全額回収不能について「債務者の資産の状況、支払能力等からみて」とするのみであり、具体的基準が示されているわけではない。しかし、従前の判例はその認定基準に関する二つの一般的基準を既述のように明らかにしている。すなわち、本件事案の地裁や最高裁判決で摘示される以前に「当該債権の財産としての相対的価値を経営的判断によって評価する」という手法というか判旨を既に表明していたのである。

更に付言すれば、法基通9-6-2の「債務者の資産の状況、支払能力等からみて」の「等」の中身をいかに理解するか、その内容の如何が経済的無価値化の測定に大きく関わってくるのである。そして、判例におけるその「経営的判断」は法基通9-6-2の「等」の解釈からも当然に導出される結論かと思われるのである。

法人税基本通達の「前文」には「条理、社会通念を勘案しつつ、個々の具体的な事案に妥当する処理を図るよう努められたい。卑しくも、通達中に例示がないとか通達に規定されていないとかの理由だけで法令の規定の趣旨や社会通念等に即しない解釈に陥ったりすることがないように留意されたい。」としているが、この場合の「等」の解釈の指針を示しているとも考えられる。

いずれにしても、この債権の経済的無価値化プロセスでの債権放棄による貸倒れの認定の問題は、寄付金の損金不算入（法37条7項）の問題や子会社等を整理する場合の損失負担等（法基通9-4-1）の問題とも絡んで、その債権の経済的無価値化が客観的に測定できたとしてもその処理にかなりの困難が予想される。加えるに「社会通念」や「経営的判断」という定性的要因が入ってくると、経済的無価値化の測定は困難を極めるし、本件事案のように「解除条件付」ということになると、そこに恣意性介入の危惧も予想されるところではある（注5）。

< 脚注 >

(注1) 拙稿「興銀事件」JTRI 税研 コンシャス VOL18-NO.1 ZEIKEN - 2002.7 (財)日本税務研究センターを若干手直ししたものである。

(注2) 東京税理士会 論壇 2002/4/1 第543号

(注3) 同旨の見解として、「費用」に係る法22条3項2号と「損失」に係る同項3号との異同（知水会月例会資料(岩崎政明教授)）に次のような見解がある。

債務確定主義の考え方を基礎として、課税庁側が主張するような確定必要説、すなわち、「損失」の損金算入要件としての「損失確定主義」なる考え方が成り立つものかどうかについて検討する。

法人税法の文理解の観点からみると、「損失」に係る法22条3項3号には、同項2号かっこ書きのように、損金算入の要件として、損失の「確定」を要する旨の文言は存在しない。

そこで、同項3号と2号の規定の文言・体裁が異なる理由について、立法当局者の見解を探ってみる。

現行法における「原価」、「費用」及び「損失」の区別は、昭和40年の法人税法改正により導入されたものであるが、同改正過程において、現行の「原価」及び「費用」に対応する「支出を伴う債務」については、その損金算入の可否を決める基準として「債務の確定」という概念が用いられたのに対して、現行の「損失」に対応する「内部取引による損金」については、「損失を計上した」時に損金に算入されることとされただけであつた(税制第1課『法人税法改正試案』、吉牟田勲「現行法人税法各条の立法過程の研究(26)―第22条関係」税務弘報47巻2号169頁参照)。

その後、条文の表現上の整理がなされたうえ、現行法の文言に帰着したが、この間、「原価」及び「費用」に係る損金計上基準と「損失」の損金計上基準とは峻別されており、特に後者の「損失」の計上基準として、その「確定」が問題とされたことはなかったのである。

そうすると、「費用」の損金算入要件としての「債務確定主義」の考え方の類推として、課税庁側が主張する確定必要説なる考え方は、「損失」の損金算入要件としては、法律上当然に導かれるものではない。

したがって、法基通2-2-12に定める債務確定三要件が、「損失」の損金算入について直ちに妥当するものでもないといえよう。

(注4) 同旨の見解として、「「損失」に係る損金算入要件と本件債権放棄に係る損失の損金計上時期」(知水会月例会資料(岩崎政明教授))に次のような見解がある。

以上の検討結果から、「損失」にかかる法人税法上の損金算入要件としては、企業が課税所得の計算を恣意的に操作できないようにすることを考慮して、当該事業年度終了の日までに、(イ)当該損失の金額を合理的に算定又は見積もることができること、及び(ロ)当該損失の直接に基因となる事実が近い将来において高度の蓋然性をもって発生すると予測されること、の二要件が充たされていれば必要かつ充分であると解される。

この「損失」に係る損金算入要件を、本件「解除条件付債権放棄」に係る損失についてみてみると、次のことがいえる。

第1に、上記(イ)の「損失金額の合理的な計算可能性」要件については、日本興業銀行とJHL社との間で、平成8年3月29日付で締結された「債権放棄約定書」において、放棄の対象となる本件債権額(元本合計3760億5500万円)が明定されている(同約定書第1条)から、充足されていると解される。

第2に、上記(ロ)の「損失の基因となる事実の蓋然性」要件の充足について考察するに、特に本件債権放棄に係る解除条件とされる「JHL社の『営業譲渡の実行及び解散の登記』が平成8年12月末日までに行われぬこと」(同上約定書第2条)の蓋然性に関して、次のJHL社の財務・経営状況に係る事実が重視されるべきである。

すなわち、

JHL社は、遅くとも平成5年12月末以降一貫して巨額の実質的債務超過に陥っており、平成7年9月中間期については、証券取引法に基づく貸借対照表上でも既に約5000億円の債務超過が示されていた。そして、平成8年3月期では、同社は、その負債総額約2兆4000億円の5割を超える著しい債務超過の状況にあったこと。

いわゆる住専処理国会における審議の過程で、久保大蔵大臣が、平成7年12月19日付の閣議決定をもって第2次再建計画は「終わりを告げた」旨公式答弁をしていること。

JHL社は、平成8年3月26日付で、会社を整理・清算する旨をその取締役会で決議するとともに、当該取締役決議において、

日本興業銀行を含む同社の母体行に対し、母体行債権を全額放棄するように要請することを決定したこと。

上記取締役決議を受け、平成8年3月26日付で、JHL社からの母体行債権全額放棄に関する要請書が、日本興業銀行に送付され、また、その結果、同月29日付で、日本興業銀行とJHL社との間で、上記「債権放棄約定書」が締結されたこと。

以上の事実を総合勘案すると、本件債権放棄に係る解除条件とされる「JHL社の『営業譲渡の実行及び解散の登記』が平成8年12月末日までに行われぬこと」(同上約定書第2条)は、成就することが現実的に極めて難しい、又は成就しないことの方が社会通念上は通例とも解され得るような内容のものであったと解される。

そうとすれば、債権放棄による損失については、「債権の免除」の法的性質が単独行為とされていること(民法519条)からして、上記「債権放棄約定書」において債権放棄の意思表示がなされた平成8年3月29日の時点において、「損失の基因となる事実の蓋然性」要件が充足されたものと解することができよう。

(注5) 以下では、筆者の説明で意を尽くさない部分を大淵教授の第2回レジュメ資料により補足させていただく。

ところで、債権放棄による貸倒損失(法基通9-6-1(4))は、経済的無価値化による債権の全額回収不能による貸倒損失(同9-6-2)と同様に、債権の経済的無価値化プロセスでの最終時点である全額回収不能と認められる経済的実態にある債権に限って認められるかどうかという論点について検討する。換言すれば、債権の経済的無価値化により全額が回収不能となる以前において債権放棄を行った場合には、すべて税務上寄附金とされるかという問題である。

この点は消極に解すべきである。何故ならば、前掲の貸倒れの一般的認定基準において指摘したように、「債権者の当該債権に対する評価」という要因も貸倒れの認定要素の一つであり、しかして、当該債権が債権者の経営にとってどのような位置付けをされているのかという経営の環境的状况をも考慮した上で、その放棄が社会的、経営的に合理的なものかどうかという「債権に対する評価」が斟酌されるべきであるからである。加えて、債権放棄は、前述したように、債権の消滅要因として貸倒認定の基礎的要素の一つとして位置付けられるものであり、したがって、このような債権放棄が寄附金と認定されるのは、当該債権の相当部分に回収可能性があり、当該放棄に贈与的意思を推定できる場合に限られると解すべきである。

要約すれば、当該債権が全額回収不能に至っていると認められない場合(法基通9-6-2の経済的無価値化に至っていない場合)においても、債権放棄により債権が消滅した場合には、当該債権放棄が実行されたこと自体を貸倒れの認定要素として考慮し、原則として貸倒れを認定すべきであるということである。この場合、当該債権放棄が債権者において何故に必要であったのかという債権者側の動機が、寄附金と貸倒損失のいずれに該当するかに関する重要な判断要素になるということであり、そして、その認定に際しては、債権放棄に至る経緯、取立の手段方法、債務者の態度等により、贈与的意思が推定できない場合の債権放棄についてのみ貸倒損失と認定されるべきであると解される。つまり、債権の相当部分が回収不能と推定される場合における債権放棄が経営的判断として合理性がある場合には、その債権放棄が実行された旨の事実それ自体が貸倒認定の要素として考慮されるということである。

なお、この場合、法基通9-4-1との関係が問題となるが、同通達の子会社等存続すれば今後より大きな経済的損失を受けると認められる場合(例えば、子会社の使用人の受入れや退職金等の労働債務の親会社負担)における、その損失負担を回避するための債権放棄等であり、したがって、その負担と将来の経済的損失の回避とが対価的意義を有する場合、すなわち、その経済的利益の供与につき経済取引として十分首肯しうる合理的理由がある場合には、その負担は経済的利益の無償の供与とは言えないと解することになる(前掲東京地裁平成3年11月7日判決参照)。

すなわち、この場合には、子会社に対する債権の回収可能性の程度は格別の要件とされておらず且つ前記のような現在の損失負担と将来の損失回避という関係が対価的意義の関係にあるのに対して、債権放棄による貸倒損失においては、回収可能性の程度が最も重視され、それに加えて、当該債権の経営的評価が加味されるにすぎず、必ずしも対価的意義という問題は重視されないという点に相違がある。

< 債権的合意による劣後化債権と貸倒認定との関連 >

当該債権が他の債権者との契約若しくは合意によって「劣後化」した場合、即ち、他の債権者に優先弁済の権利が与えられた場合の「経済的無価値化による貸倒れ」をどのように理解するかという点である。この場合、他の債権者との間のかかる契約や合意が、どのような理由によって行われたかという点が重要な判断要素となる。その合意等が法人にとってやむを得ないものであり法人として経済的合理性が認められる場合、或いは合理的経営判断による行為であると認められる場合であれば、これを他の債権者に対する経済的利益の無償の供与として寄附金と認定することは妥当ではない。この論理は、相当な取引行為として認められている「倒産回避のための子会社支援の無利息又は低利息融資（法基通 9-4-2）」と同様に、当該合意等が法人の行為として客観的、経済的合理性が認められるのであれば、当該合意等が税務上問題とされる余地はない。

したがって、当該合意等により他の債権に対して劣後することとなったために、当該債権が回収不能となった場合には、「経済的無価値化による貸倒れ」として税務上当然に損金の額に算入されることになる。この場合、当該劣位の債権について「経済的無価値化による貸倒れ」を認めず、税務上の損金算入を許容しないとする理由はない。

< 参考・引用文献 >

1. 金子 宏『租税法』第八版
2. 岩崎政明「大阪地裁平成4年1月22日判決評釈」ジュリスト1049号109～112頁）他。
3. 吉牟田勲「現行法人税法各条の立法過程の研究(26)―第22条関係」税務弘報47巻2号169頁参照。
4. 大淵博義『月間 税務事例』2001.1～2002.3月号 財経詳報
5. 大淵博義「課税庁敗訴が続く著名企業の税務訴訟」東京税理士会 学会月次研究会レジュメ
6. 大淵博義「旧興銀最高裁判決の論点と課税実務の影響」税務弘報 2005/4月号
7. 大淵博義「貸倒損失の認定基準と旧興銀事件」第2回 租税判例研究会 レジュメ
6. 品川芳宣「条件付債権放棄と貸倒損失の認定」ZEIKEN-2001.7
7. 秋山忠人「興銀事件」税務弘報 2001.10
8. 大阪地裁 昭和44年5月24日判決 税資56号703頁
9. あおやぎ・たつろう「住専向け債権放棄と貸倒損失の計上時期（上・下）」東京地裁平成13年3月2日判決の検討 税理 VOL.44 NO.14,15